

平成30年(2018年)3月14日
建設委員会資料
都市基盤部道路担当

(第34号議案)

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、下記のとおり、特別区道路線の認定(以下「路線認定」という。)を行う。

記

1. 路線認定の理由

本路線は特別区道路線から特別区道路線へ通ずる路線であり、区の区道認定基準に適合しているため特別区道として認定する。

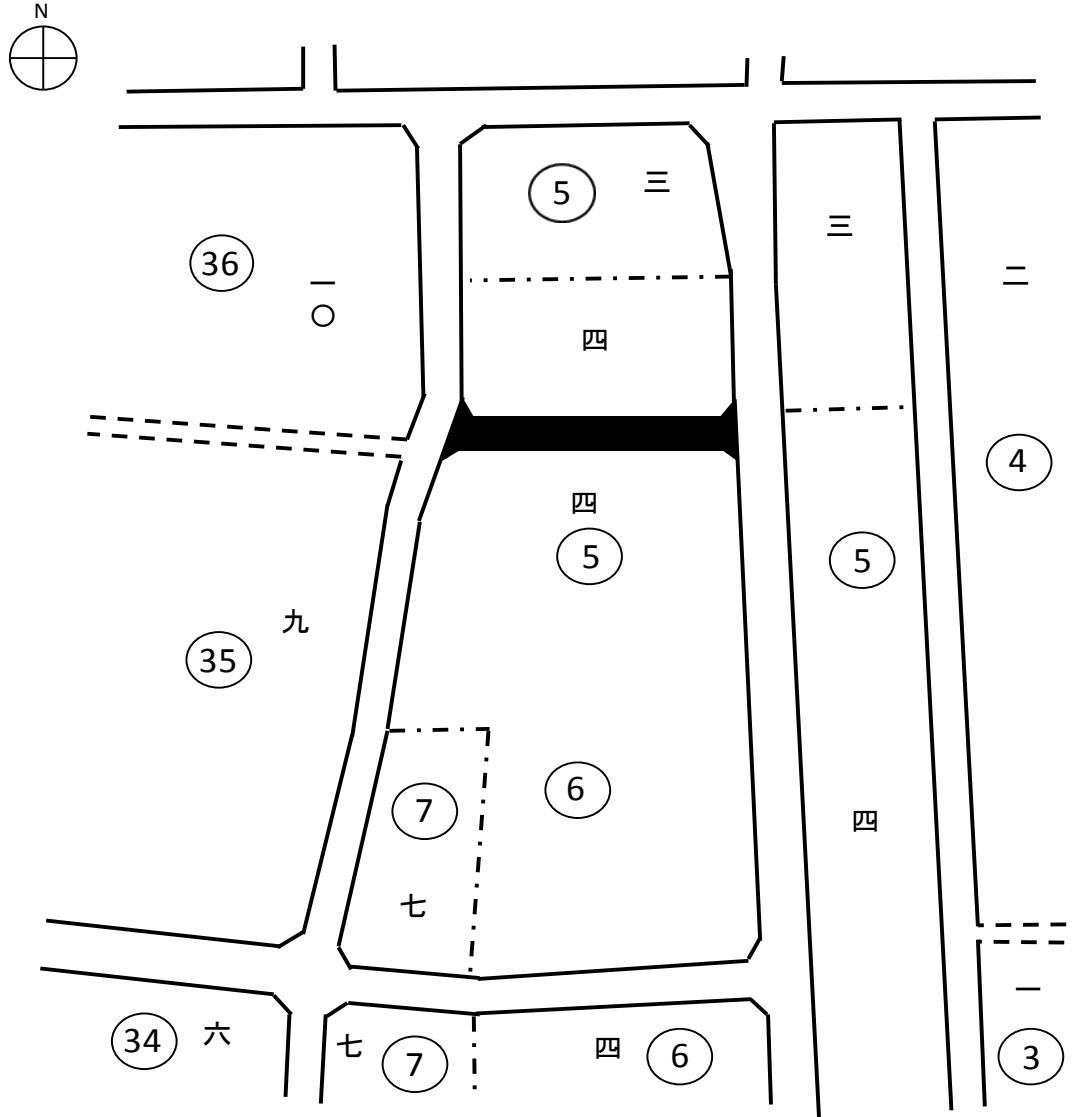
2. 路線認定の対象路線

- ① 路線番号 14-1190
- ② 位置 起点 中野区弥生町三丁目4番53
終点 中野区弥生町三丁目4番41
- ③ 延長 37.29m
- ④ 幅員 5.00m

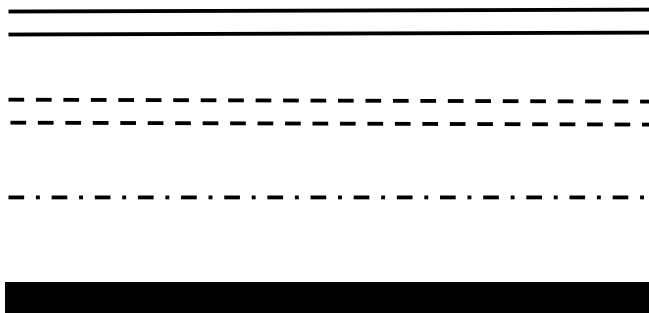
3. 路線認定後の管理

道路法に基づき区が管理を行う。

中野区弥生町三丁目地内略図



凡 例



特 別 区 道
私 道
地 番 界
認 定 す る 路 線